

---

プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目の検討（月中平均価額）

---

## 本資料の目的

1. 前回までの審議において、その他有価証券の時価としての期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額（以下「月中平均価額」という。）の使用について、以下の方向性で検討している。
  - (1) その他有価証券の貸借対照表価額に月中平均価額を用いること及び外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場に期末前1か月間の平均相場を用いることを認めないこと
  - (2) 減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めたいうえで、減損損失の算定は期末日における時価によることを提案している。
2. 第136回金融商品専門委員会（2018年10月30日開催）及び第395回企業会計基準委員会（2018年10月25日開催）では文案の検討を行っており、それらの審議で聞かれた意見を踏まえ、資料を修正しており、ご意見をお伺いしたい。

## 文案の検討

### （第136回金融商品専門委員会及び第395回企業会計基準委員会において提示した文案）

3. 第136回金融商品専門委員会及び第395回企業会計基準委員会においては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下、「金融商品会計基準」とする。）の本文、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「金融商品実務指針」とする。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会「金融商品会計に関するQ&A」（以下、「金融商品Q&A」とする。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下、「外貨建取引実務指針」とする。）の修正文案について、以下のとおり提案を行った。
  - (1) 金融商品会計基準の（注7）について、その他有価証券の期末評価に月中平均価額を用いることができる旨の記載であるため削除する。
  - (2) 金融商品実務指針においても同様に、その他有価証券の期末評価に月中平均価額を用いることができる旨の記載を削除する。一方でその他有価証券の減損処理について、「著しく下落した」ときを判断するにあたっての時価の下落率の検討に

## 審議事項(2)-2

際しては、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることを妨げない旨の記載を追加する。

- (3) 外貨建取引実務指針において、その他有価証券の外貨換算について月中平均価額での期末評価を前提とした部分に関して削除する。

### (第 136 回金融商品専門委員会及び第 395 回企業会計基準委員会において聞かれた意見)

4. 第 136 回金融商品専門委員会及び第 395 回企業会計基準委員会において以下の意見が聞かれている。
- (1) 金融商品会計基準の第 50-4 項について、「修正された時価の定義」という言葉が用いられているが、「修正」が「時価」にかかっているのか「時価の定義」にかかっているのかが不明確であり、調整されたインプットのことを指しているような誤解を与える可能性がある。
- (2) 金融商品実務指針の結論の背景に、その他有価証券の減損判定に月中平均価額の利用を認める理由を記載すべきではないか。
- (3) 金融商品実務指針第 91 項の修正について、減損判定への月中平均価額の利用を認める旨の文章を第 91 項の末尾に追加することが提案されているが、第 91 項の減損判定のうちどの部分を対象としたものが不明確になっているため、末尾ではなく対象となる段落の直後に追加すべきではないか。
- (4) 金融商品実務指針第 91 項の修正について、時価の「下落率」の検討に際して月中平均価額を用いることができるという文案となっているが、時価が 50%以上程度下落した場合の説明文には「下落率」という言葉が用いられておらず、対応関係にあることが明確でないため、時価が 50%以上程度下落した場合の説明文を「下落率」という言葉を使った文章に修正したほうが良いのではないか。

### (修正後の文案)

5. 前項の意見に基づき、金融商品会計基準と金融商品実務指針を以下のとおり修正することが考えられる。文案中では現行の基準からの削除を取消線で示し、追加を下線で示している。また、前回の提案からの変更箇所を変更履歴付きで示している。

金融商品に関する会計基準

(本文)

(中略)

18. 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価(注7)をもって貸借対照表価額とし評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。

(1) 評価差額の合計額を純資産の部に計上する。

(2) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。

なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。

~~(注7) その他有価証券の決算時の時価について~~

~~その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする。ただし、継続して適用することを条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。~~

(中略)

20. 満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

21. 時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

22. 第20項及び第21項の場合には、当該時価及び実質価額を翌期首の取得原価とする。

(結論の背景)

(中略)

50-3. 平成20年改正会計基準は、金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえて、すべての金融商品についてその状況やその時価等に関する事項の開示の充実を図るために改正を行ったものである。

50-4. 平成XX年改正会計基準は、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みとして「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用

指針」を公表し、主として時価の定義を見直したことなど時価の算定に関する事項を改正した。これらの改正に伴い、その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めについては、その価額が改正された時価の定義を満たさないことから削除した。

(中略)

75. 子会社株式や関連会社株式といった明確な性格を有する株式以外の有価証券であつて、売買目的又は満期保有目的といった保有目的が明確に認められない有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等から市場動向によっては売却を想定している有価証券まで多様な性格を有しており、一義的にその属性を定めることは困難と考えられる。このような売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式のいずれにも分類できない有価証券(その他有価証券)については、個々の保有目的等に応じてその性格付けをさらに細分化してそれぞれの会計処理を定める方法も考えられる。しかしながら、その多様な性格に鑑み保有目的等を識別・細分化する客観的な基準を設けることが困難であるとともに、保有目的等自体も多義的であり、かつ、変遷していく面があること等から、売買目的有価証券と子会社株式及び関連会社株式との中間的な性格を有するものとして一括して捉えることが適当である。
76. その他有価証券については、前述の評価基準に関する基本的考え方にに基づき、時価をもって貸借対照表価額とすることとした(第18項参照)。ただし、第75項に述べたように、その他有価証券は直ちに売却することを目的としているものではないことに鑑みると、その他有価証券に付すべき時価に市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないと考えられることから、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額をもって期末の時価とする方法を継続して適用することも認められると考えられる。

コメントの追加 [A1]: 第4項

(1) のコメントに対応して「修正された時価の定義」を「改正された時価の定義」に変更した。

削除: 修正

#### 金融商品会計に関する実務指針

(本文)

(中略)

75. ~~金融商品会計基準(注7)では、「その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする。」とされ、また一方、「ただし、継続して適用することを条件として、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。」とされている。ここで「期末前1か月の市場価格の平均」とは、原則として期末日以前1か月の各日の終値又は気配値の単純平均値とす~~

る。なお、当該方法の適用は、株式、債券等の有価証券の種類ごとに行うことが認められるが、毎期継続して適用することが要件となる。

(中略)

時価のある有価証券の減損処理

91. 売買目的有価証券以外の有価証券（子会社株式及び関連会社株式を含む。第92項において同じ。）のうち時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しなければならない（金融商品会計基準第20項）。なお、その他有価証券については、減損処理を行う際に減損処理の基礎となった期末日の時価により帳簿価額を付け替えて取得原価を修正し、以後、当該修正後の取得原価と毎期末の時価とを比較して評価差額を算定することになる。

時価のある有価証券の時価が「著しく下落した」ときとは、必ずしも数値化できるものではないが、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べ50%程度以上下落した場合には「著しく下落した」ときに該当する。この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行わなければならない。

上記以外の場合には、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象とすることがどうかを判断する。

なお、個々の銘柄の有価証券の時価の下落率がおおむね30%未満の場合には、一般的には「著しく下落した」ときに該当しないものと考えられる。

時価の下落について「回復する見込みがある」と認められるときは、株式の場合、時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね1年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいう。この場合の合理的な根拠は、個別銘柄ごとに、株式の取得時点、期末日及び期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、高値・安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して検討することが必要である。ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。他方、債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは、回復する可能性があるものと認められるが、格付の著しい低下があった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。

上記の結果、回復する見込みがあると判断された銘柄以外の有価証券については、減損処理を行わなければならない〔設例5〕。

また、「その他有価証券について、「著しく下落した」ときを判断するにあたっての、時価が取得原価に比べ50%程度以上下落したかどうか、及び時価の下落率がおおむね30%未満であるかどうかの検討に際しては、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることを妨げない。この期末前1か月の市場価格の平均とは、原則として期末日以前1か月の各日の終値又は気配値の単純平均値とする。当該方法の適用は、株式、債券等の有価証券の種類ごとに行うことができるが、每期継続して適用することが要件となる。」

削除: 時価の下落率

(結論の背景)

有価証券の減損処理

283-2. 時価又は実質価額が取得原価を大幅に下回ったことにより当期の純損益として評価損を認識する有価証券の減損について、取得原価の強制的な切下げを伴うことから、「強制評価減」と称されていた。

金融商品会計基準により、売買目的有価証券及びその他有価証券について、原則的に時価をもって貸借対照表価額とされ、毎期末に時価評価が強制されることとなった。本報告における「減損」は、この強制評価と区別するために、評価差額が純損益に計上される売買目的有価証券以外の有価証券に係る時価又は実質価額の著しい下落に伴って、当該時価又は実質価額を翌期首の取得原価とするために、取得原価を強制的に切下処理し、当該切下額を当期の損失として認識すべき場合を指す用語として用いることとした。

市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券の減損処理

284. 売買目的有価証券以外の時価のある有価証券について、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行わなければならないものとした。

さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、状況によっては時価の回復可能性がないとして減損処理を要する場合があることから、時価の著しい下落があったものとして、回復可能性の判定の対象とされることもある。この場合、時価の著しい下落率についての固定的な数値基準を定めることはできないため、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落した」と判定するための合理的な基準を設け、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象とするかどうかを判断するものとした。

なお、個々の銘柄の有価証券の時価の下落率がおおむね30%未満の場合には、一般的には「著しく下落した」ときに該当しないものと考えられるとした。これは、その程度の下落率は、発行会社の業績の悪化ではなく市場要因などによって生ずることがあ

コメントの追加 [A2]: 第4項

(3)と(4)のコメントを受けて、月中平均価額が利用できる範囲を明確にした。

記載場所を移動することも検討したが、該当箇所が2段落目と4段落目の2箇所あるため、記載場所を移動するよりも内容を明確にした方が分かりやすいと考えた。

また50%程度の判定の部分にも「下落率」という言葉を使うよう修文することも検討したが、従来からある文章を修正した場合、取扱いを変更したとの誤解を生じる可能性もあるため、追加する文章を明確化する対応とした。

り、したがって、容易に時価が取得原価の水準にまで回復することがあると考えられるからである。しかしながら、たとえ 30%未満の下落率であっても、発行会社の業績の悪化や信用リスクの増大などによって生ずることもあるため、30%未満の下落率を合理的な基準として設定することを妨げない。

時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準については、時価の下落率のほか、債権管理目的上の対象会社の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定することができるものとする。恣意性を排除するために、「合理的な基準」については文書をもって設定しておき、毎期継続的に適用することが必要である。また、設定した「合理的な基準」については、その内容を注記において説明することが望ましい。

個々の銘柄の有価証券のうち合理的な基準に該当するものについては、時価の回復可能性の判定を行い、減損処理の要否を決定しなければならない。

株式の場合の回復可能性については、当該銘柄に回復する見込みがあるとする合理的な根拠を示し得ることが必要であるとし、漠然とした回復可能性の期待に依拠した楽観的な判断は認めないこととした。第 91 項では、時価が回復する見込みがあるとは認められない状況を例示しているが、これらの状況は通常回復する見込みが少なくと一般的に考えられる例示であるので、十分な根拠に基づいて反証できるのであればこの限りではない。例えば、保有株式についての時価の下落が、特定の銘柄について、対象会社固有の要因や当該会社が属する業界や地域などに特有の要因で変動が生じているものであれば、個別に回復可能性の判定を行うべきであるが、短期的な景気循環や市場における金利や為替等の諸要因の変動によって、おおむね株式市場全体について生じている場合などで、固有の変動要因等がない銘柄については回復する見込みがあると通常は判断できる。

一方、債券の場合の回復可能性については、下落の原因により判定することとし、単に市場金利の上昇に起因し、保有期間中いずれ時価の下落が解消する見込みがある場合には回復可能性があること認め、他方、信用リスクの増大に起因する場合には、十分な根拠に基づいて反証ができる場合を除き、回復可能性はないと判断するものとした。

平成●●年に金融商品会計基準が改正されたことによって、その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めは削除されたが、平成●●年の金融商品会計基準の改正は時価の算定方法を変更するものであり、減損を行うか否かの判断基準を変更するものではないため、減損の判断が合理的な範囲で幅のある定めとなっていることを踏まえて、減損処理における時価の下落率の判断にあたっては、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる取り扱いを踏襲するものとした。

コメントの追加 [A3]: 第 4 項

(2) のコメントに対応して、減損判定に月中平均価額が使えることの理由を追加している。

審議事項(2)-2

ディスカッション・ポイント

上記の修正文案について、ご意見をいただきたい。

以 上